

1. 基礎控除の改正

- ①基礎控除が一律10万円引き上げられます。
- ②合計所得金額が2,400万円を超える方については、その合計所得金額に応じ控除額が通減し、2,500万円を超える方については、基礎控除の適用はできなくなります。

合計所得金額	基礎控除額	
	改正前	改正後
2,400万円以下	33万円 (所得制限なし)	43万円
2,400万円超 2,450万円以下		29万円
2,450万円超 2,500万円以下		15万円
2,500万円超		適用なし